㈡　各事業年度に係る業務の実績等に関する評価

(1)　行政執行法人は、毎事業年度の終了後、当該事業年度における業務の実績について、主務大臣の評価を受けなければならないこととした。（第三五条の一一第一項関係）

(2)　行政執行法人は、(1)の評価のほか、三年以上五年以下の期間で主務省令で定める期間の最後の事業年度の終了後、当該期間における業務運営の効率化に関する事項の実施状況について、主務大臣の評価を受けなければならないこととした。（第三五条の一一第二項関係）

(3)　委員会は、(2)の評価結果について、必要があると認めるときは、主務大臣に意見を述べなければならないこととした。（第三五条の一一第七項関係）

㈢　監督命令

主務大臣は、年度目標を達成するためその他特に必要があると認めるときは、法人に対し、監督上必要な命令をすることができることとした。（第三五条の一二関係）

8　財務及び会計

㈠　会計監査人の監査

会計監査人について、会計帳簿等の閲覧及び謄写、役員（監事を除く。）及び職員に対する会計に関する報告の求め、独立行政法人の業務及び財産の状況の調査、不正行為等の監事への報告等に関する規定を設けることとした。（第三九条第二項及び第三項並びに第三九条の二第一項）

㈡　財源措置

独立行政法人は、業務運営に当たっては、交付金は国民から徴収された税金その他の貴重な財源で賄われるものであることに留意し、法令の規定及び各法人の中期計画等に従って適切かつ効率的に使用するよう努めなければならないこととした。（第四六条第二項関係）

9　中期目標管理法人、国立研究開発法人及び行政執行法人の人事管理

中期目標管理法人及び国立研究開発法人の役職員に再就職あっせん規制等を導入することとしたほか、法人の役員報酬及び職員給与の支給基準の考慮事項等を定めることとした。（第五〇条の二第三項、第五〇条の四～第五〇条の一一、第五二条第三項及び第五七条第三項関係）

10　罰則

独立行政法人の役員が3の㈠の監事の調査及び8の㈠の会計監査人の調査を妨げた場合の罰則を設けるほか、罰則について所要の規定を設けることとした。（第六九条～第七一条関係）

11　この法律は、一部の規定を除き、平成二七年四月一日から施行することとした。

◇独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（法律第六七号）（内閣官房）

1　独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴い、内閣法その他二二八の関係法律について規定の整備を行うこととした。

2　この法律は、一部の規定を除き、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。

◇行政不服審査法（法律第六八号）（総務省）

1　総則

㈠　この法律は、行政庁の違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為に関し、国民が簡易迅速かつ公正な手続の下で広く行政庁に対する不服申立てをすることができるための制度を定めることにより、国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的とすることとした。（第一条関係）

㈡　審査請求

(1)　行政庁の処分に不服がある者は、審査請求をすることができることとした。（第二条関係）

(2)　法令に基づき行政庁に対して処分についての申請をした者は、当該申請から相当の期間が経過したにもかかわらず、行政庁の不作為がある場合には、当該不作為についての審査請求をすることができることとした。（第三条関係）

(3)　審査請求は、法律（条例に基づく処分については、条例）に特別の定めがある場合を除くほか、原則として、処分庁等に上級行政庁がない場合には当該処分庁等に、処分庁等に上級行政庁がある場合には当該処分庁等の最上級行政庁に対してすることとした。（第四条関係）

㈢　行政庁の処分につき処分庁以外の行政庁に対して審査請求をすることができる場合において、法律に再調査の請求をすることができる旨の定めがあるときは、当該処分に不服がある者は、当該処分について㈡(1)により審査請求をした場合を除き、処分庁に対して再調査の請求をすることができることとした。（第五条関係）

㈣　行政庁の処分につき法律に再審査請求をすることができる旨の定めがある場合には、当該処分についての審査請求の裁決に不服がある者は、当該法律に定める行政庁に対して再審査請求をすることができることとした。（第六条関係）

2　審査請求

㈠　審査庁は、審査庁が優れた識見を有する者で構成される合議制の機関である場合等を除き、審査庁に所属する職員のうちから審理手続を行う者を指名することとし、指名を受けた者（以下「審理員」という。）の除斥事由について所要の規定を整備することとした。（第九条関係）

㈡　審査庁となるべき行政庁は、審査請求がその事務所に到達してから当該審査請求に対する裁決をするまでに通常要すべき標準的な期間を定めるよう努めるとともに、これを定めたときは、公にしておかなければならないこととした。（第一六条関係）

㈢　処分についての審査請求は、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日の翌日から起算して三月（当該処分について再調査の請求をしたときは、当該再調査の請求についての決定があったことを知った日の翌日から起算して一月）を経過したときは、することができないこととした。（第一八条関係）

㈣　審査請求人、参加人及び処分庁等並びに審理員は、簡易迅速かつ公正な審理の実現のため、審理において、相互に協力するとともに、審理手続の計画的な進行を図らなければならないこととした。（第二八条関係）

㈤　審査請求人又は参加人の申立てがあった場合には、審理員は、原則として、申立人に口頭意見陳述の機会を与えなければならないこととするとともに、口頭意見陳述に際し、申立人は、審査請求に係る事件に関し、処分庁等に対して質問を発することができることとした。（第三一条関係）

㈥　審理員は、審査請求に係る事件について、迅速かつ公正な審理を行うため、審理手続を計画的に遂行する必要があると認める場合には、あらかじめ、審理手続の申立てに関する意見の聴取を行うことができることとした。（第三七条関係）

㈦　審査請求人又は参加人は、審理手続が終結するまでの間、審理員に提出された書類その他の物件の閲覧又は写し等の交付を求めることができることとした。（第三八条関係）

㈧　審理員は、審理手続を終結したときは、遅滞なく、審査庁がすべき裁決に関する意見書（以下「審理員意見書」という。）を作成し、事件記録とともに、審査庁に提出しなければならないこととした。（第四二条関係）

㈨　審査庁は、審理員意見書の提出を受けたときは、審査請求に係る処分若しくは審査請求の裁決の際に優れた識見を有する委員で構成される合議制の機関等の議を経た場合、審査請求人が諮問を希望しない場合等を除き、審査庁が主任の大臣等である場合にあっては行政不服審査会に、審査庁が地方公共団体の長である場合にあっては5㈠(1)又は(2)の機関に、それぞれ諮問しなければならないこととした。（第四三条関係）

㈩　裁決で法令に基づく申請を却下し、若しくは棄却する処分を取り消す場合又は申請に対する不作為が違法若しくは不当である旨を宣言する場合において、当該申請に対して一定の処分をすべきものと認めるときは、審査庁は、処分庁等に対し当該処分をすべき旨を命ずる等の措置をとることとした。（第四六条及び第四九条関係）

3　再調査の請求

㈠　再調査の請求は、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日の翌日から起算して三月を経過したときは、することができないこととした。（第五四条関係）

㈡　審査請求に関する規定は、一部を除き、再調査の請求について準用することとした。（第六一条関係）